

## Adobe生成AI製品固有利用条件

2025年4月24日発効。

本製品固有の利用条件および[Adobe生成AIユーザーガイドライン](http://www.adobe.com/go/adobe-gen-ai-user-guidelines_jp) ([www.adobe.com/go/adobe-gen-ai-user-guidelines\\_jp](http://www.adobe.com/go/adobe-gen-ai-user-guidelines_jp))に掲載。以下「ガイドライン」という)は、お客様がアドビのサービスおよびソフトウェアにおいて生成AI機能を利用する場合に適用され、[アドビ基本利用条件](#) (以下「アドビ基本利用条件」という。[www.adobe.com/go/terms\\_jp](http://www.adobe.com/go/terms_jp)に掲載)に参照により組み込まれます(本製品固有利用条件、ガイドライン、およびアドビ基本利用条件を総称して以下「本条件」という)。本製品固有利用条件で定義されていない用語は、アドビ基本利用条件に定義されるものと同じ意味を有します。

1. **コンテンツの生成** 生成AI機能を利用する場合、オーディオファイル、ビデオファイル、ドキュメント、画像、テキスト(アスペクト比、スタイルなどの出力パラメーターを含む)などのコンテンツの入力またはアップロード(総称して以下「インプット」という)を求められる場合があります。インプットは、サービスおよびソフトウェア内で表示される画像、テキスト、テキスト効果、ベクターグラフィック、オーディオファイル、ビデオファイルなどの出力(以下「アウトプット」という)を生成するためにサービスおよびソフトウェアによって使用されます。インプットとアウトプットはお客様のコンテンツであって(コンテンツファイルまたはサンプルファイルにはあたりません)、コンテンツに対して適用される本条件のすべての条項がインプットとアウトプットに適用されます。生成AI機能、インプット、アウトプットの使用にあたっては、本条件を遵守する必要があります。本条件は随時変更されることがあります。アドビは、独自の裁量でいつでも、ユーザーが生成AI機能を使用またはアクセスする権利についてユーザーに事前に通知することなく調整、制限、無効化、一時停止、または終了する権利を留保します。

2. **インプット** お客様は、ご自身のインプットについて単独で責任を負います。次の事項に該当するインプットの送信は禁止されています。(a) 第三者の知的財産権によって保護されている商標その他の素材が含まれているもの（お客様がその素材について十分な権利を持っている場合を除く）、(b) 第三者が有する著作権で保護された作品と実質的に類似したアウトプット、またはそれ以外の方式で第三者の知的財産権によって保護されているものを生成することを目的としたもの（お客様がその作品等について十分な権利を持っている場合を除く）、(c) 個人情報が含まれているもの（必要な場合におけるプライバシー通知の提供および同意の取得など、個人情報に適用されるすべてのデータ保護およびプライバシーに関する法令をお客様が遵守している場合を除く）、(d) 適用法に違反するもの、または、(e) 本ガイドラインに違反するもの。アドビでは、お客様のインプットが第三者の権利、適用法、または本条件に違反していると判断した場合、アドビの独自の裁量により、お客様のインプットを自動的にブロックすることがあります。

### 3. **アウトプット**

3.1. **お客様の責任** アウトプットの作成と使用、およびアウトプットが本条件に準拠していることの確保については、お客様が単独で責任を負います。ただし、アドビは、アウトプットがお客様に提供される前に、適用法、第三者の権利、または本条件に違反する可能性のあるアウトプットについてスクリーニングやブロックを行うために、利用可能なテクノロジー、ベンダーやプロセスを使用することがあります。アドビは、アウトプットが第三者の権利または適用法を侵害しないという暗黙の保証を含めて、アウトプットに関するあらゆる明示的または黙示的な保証を否認します。さらに、アウトプットとともに生成される可能性のある透かしやContent Authenticity Initiative（コンテンツ認証イニシアチブ）メタデータ（Content Credentialなど）の削除や変更を行ってはならず、それ以外の方式でアウトプットの出所について他者に誤解を与えようとしてはなりません。詳しくは、[contentauthenticity.org](https://contentauthenticity.org)を参照してください。

- 3.2. **アウトプットの適合性** 生成AI機能を使用すると、予期しないアウトプットや、一部のユーザーにとって不適切なアウトプットが生成される場合があります。アウトプットは一意ではない可能性があります、生成AI機能の他のユーザーが同じまたは類似アウトプットを生成する可能性があります。アウトプットが知的財産権によって保護できないことがあります。
- 3.3. **人工知能/機械学習 (AI/ML) トレーニングの禁止** お客様は、直接的または間接的に、機械学習アルゴリズムまたは人工知能システム（アーキテクチャ、モデル、ウェイトを含むがこれらに限定されない）を作成、訓練、テスト、またはその他の方法で改善するために、生成AI機能から受信または派生したコンテンツ、データ、出力、その他の情報（アウトプットを含む）を使用してはならず、使用するよう第三者に指示または許可してはなりません。
4. **Fireflyギャラリーライセンス** アドビがホストするギャラリー（Fireflyギャラリーなど）にアウトプットを送信した場合には、お客様は、ご自身が送信したアウトプットと対応するインプットに関して、マーケティング目的でのその使用、複製、頒布、変更、サブライセンス、2次的著作物の作成、公開展示、公開実演、翻訳を行うこと、または他のアドビユーザーが自らのアウトプットを生成するためにお客様のインプットとアウトプットを使用することを許可することについて、非独占的、永続的、取消不可、全世界的、ロイヤリティフリーのライセンスをアドビに付与することになります。
5. **Creative Cloud生成クレジットアドオンサブスクリプションVIP、VIP Marketplace、またはVIPカスタム**を通じてCreative Cloud生成クレジットアドオンサブスクリプション（以下「生成AIアドオンサブスクリプション」という）を契約しているCreative Cloudのお客様には、本第5条が適用されます。本サービスおよびソフトウェアには、生成クレジットが必要となる生成AI機能が含まれることがあります。生成クレジットを使用すると、特定の生成AI機能に対して行ったインプットに基づいてアウトプットを生成できます。必要なクレジット数は、使用する生成機能のタイプと、生成するアウトプットのタイプや数によって異なります（詳細情報は、[こちら](#)をご覧ください）。生成AIアドオンサブスクリプション中、購入したサブスクリプションに反映されている生成クレジットの数は、契約応当日に応じて月ごとに失効します。生成AIアドオンサブスクリプション期間中、アカウントは毎月リセットされ、同じ数の生成クレジットが付与されます。未使用の生成クレジットは繰り越されません。生成AIアドオンサブスクリプションは、セレクトディスカウントレベルまたはボリュームディスカウントレベルにはカウントされません。

6. **Acrobat用AIアシスタントアドオンサブスクリプション** Acrobat用AIアシスタントアドオンサブスクリプションをお持ちのお客様には、本第6条が適用されます。お客様によるAcrobat生成AI機能の使用には、各ユーザーにリクエストが割り当てられる場合の[Acrobat生成AI使用に関するポリシー](#)が適用されます。Acrobat用AIアシスタントアドオンサブスクリプション中、購入したサブスクリプションに反映されているリクエストの数は、契約応当日に応じて月ごとに失効します。未使用のリクエストは繰り越しされません。これらのリクエストは、[Creative Cloud生成クレジットには、またはこれと組み合わせて使用できません。](#)
7. **アプリ内でのアドビ以外のモデルの使用** 生成AI機能が、サードパーティ製と明記されているAIモデル（以下「アドビ以外のモデル」という）を含む場合、アドビ以外のモデルを使用したコンテンツの生成は、アドビ基本利用条件第3.12条（サードパーティのサービスおよびソフトウェア）に従うものとします。アドビ以外のモデルは、あくまで利便のために提供するものであり、当社はアドビ以外のモデルに対するサポートを予告なく変更または中止することがあります。なお、本条は[exchange.adobe.com](https://exchange.adobe.com)（または後継URL）で利用できるプラグインには適用されません。
8. **Fireflyアウトプットの補償** 本第8条は、（1）Creative Cloudグループ版またはCreative Cloudエンタープライズ版の顧客であり、（2）Fireflyアウトプットの補償が付属するCreative Cloud ProエディションプランまたはCreative Cloudエディション4プラン（以下「対象プラン」という）を購入している場合にのみ適用されます。

## 8.1. 定義

- 8.1.1. 「**関連会社**」とは、ある法人について、当該法人を支配する、当該法人により支配される、または当該法人と共通の支配下にある、他の法人を意味します。本定義の目的において、「支配」とは、他の法人の50%以上の株式、議決権、出資、または経済的持分を持つことにより、他の法人の業務を指揮する直接的または間接的な権能を意味します。

8.1.2. 「**適格Firefly機能**」とは、Firefly製品説明に記載されているFireflyの機能を意味します。

8.1.3. 「**適格Fireflyサーフェス**」とは、適格Firefly機能へのアクセスを提供するFirefly製品説明に記載されている製品およびサービスを意味します。Firefly製品説明は、追加の製品およびサービスを記載するためにアドビによって随時更新されることがあります。

8.1.4. 「**エクスポートイベント**」とは、対象プランでプロビジョニングされたユーザーが、Firefly製品説明に記載されている適格Fireflyサーフェス内のFireflyアウトプットに関するアクションを実行したことを意味します。Firefly製品説明はアドビによって随時更新されることがあります。

8.1.5. 「**Firefly製品説明**」とは、[helpx.adobe.com/jp/legal/product-descriptions/adobe-firefly.html](https://helpx.adobe.com/jp/legal/product-descriptions/adobe-firefly.html)（または後継URL）にある説明を意味します。Firefly製品説明は、アドビによって随時更新されることがあります。

8.1.6. 「**補償対象Fireflyアウトプット**」とは、適格Fireflyサーフェスで適格Firefly機能を使用するときにインプットに応じて生成され、エクスポートイベント後にユーザーに提供されるアウトプットを意味します。

8.2. **アドビが負う補償義務の内容** 補償対象Fireflyアウトプットが本条件に従って使用され、第7.3条（補償の条件）の条件を満たしている限り、本条件の契約期間中にお客様またはお客様の関連会社を使用した補償対象Fireflyアウトプットについて、個人または法人が第三者の著作権、商標権、パブリシティ権、またはプライバシー権の直接的な侵害だとして申立て、訴訟、または法的手続（以下「侵害申立て」という）を提起した場合に、アドビは当該侵害申し立てに対する防御を行います。アドビは、管轄裁判所が終局的に支払いを命じた（またはアドビが署名する和解合意書において合意された）侵害申し立てに直接起因する損害、損失、費用、経費、または賠償金を支払います。

8.3. **補償の条件** アドビは、以下のいずれかに該当する侵害申し立てについて一切責任を負いま

せん。

- 8.3.1. 次のいずれかの事項から生じるもの：（1）アウトプットの変更（サービスおよびソフトウェアを用いて行ったものを含む）、（2）アウトプットと、他の素材、コンテンツ、または情報とを組み合わせること、（3）本条件に違反したアウトプットの使用、（4）アドビがお客様に使用の停止を指示した後におけるアウトプットの使用、（5）非テキストインプットに基づくアウトプット（ただし、インプットそれ自体が侵害申し立てを引き起こす可能性がある場合）、（6）アウトプットが使用されるコンテキスト、または（7）適格Firefly機能によって表示または再生されるオーディオビジュアルコンテンツではないもの（例えば、ファイルメタデータやクエリ応答パラメーターなどの適格Firefly機能によって生成される可能性のある技術的なメタデータ）。

または

- 8.3.2. お客様が次のいずれかに該当する場合：（1）侵害申し立てについて知ったときか、通知を受けたときのいずれか早い方の時点で、速やかにアドビに書面で通知しなかった場合（これによってアドビが不利益を被った範囲について補償しません）、（2）侵害申し立ての防御もしくは和解のために要請された合理的な支援をアドビに提供しなかった場合、（3）侵害申し立ての独占的な管理権および和解交渉の権限をアドビに提供しなかった場合、または（4）アドビによる事前の書面同意を得ずに、侵害申し立てに対して認諾した場合。

- 8.4. 責任限定 本条件またはお客様とアドビとの間で交わされたその他の契約にこれと矛盾する規定がある場合でも、補償対象Fireflyアウトプットについてのアドビの損害賠償責任の最大総額は、（a）補償対象Fireflyアウトプット1点あたり、または、（b）侵害申し立て1件（または関連する侵害申し立て1セットあたり）10,000米ドルを上限とします。適用法令がこれと異なる出訴期限を定める場合でも、訴訟または紛争解決手続は、申し立ての原因となった行為、事象または事件から2年以内に開始する必要があります。

- 8.5. 唯一かつ排他的な救済措置 前述の内容をもって、アウトプットまたは侵害申し立てに関してアドビが負う責任および義務のすべてとし、お客様の唯一かつ排他的な救済とします。

